

## 必ずお読みください

### ふるさと納税ワンストップ特例の申請について（ご案内） （寄附金税額控除に係る申告特例）

ふるさと納税ワンストップ特例制度は、確定申告をする必要のない給与所得者等が以下の条件を満たす場合に、確定申告（または市区町村への住民税申告）をすることなしに、ふるさと納税による寄附金控除が受けられる特例制度です。本特例が適用される場合、所得税控除分相当額を含め、翌年度の住民税から控除が受けられます。

#### ★特例申請ができる方の条件

- もともと**確定申告（または市区町村への住民税申告）が不要な**給与所得者等である。
- ※自営業の方や、医療費控除等で確定申告をする方は対象となりません。
- 寄附先の県・市町村（地方団体といいます。）が**5つ以内**である。

この制度を利用するためには、**同封の申請書の必要事項に記入し、提出していただく必要があります。**上記各条件に該当していることを確認し、別紙「特例申請書」をご記入のうえ、長岡市役所政策企画課までお送りください（送料は申請者様にご負担いただいております）。

また、ワンストップ特例申請書には、**マイナンバーの記載が必要**となります。マイナンバーの記載及び添付書類については、別紙をご覧ください。

なお、長岡市では、**申請書受理後の受付書の返送を行っておりません。**受付書の返送を希望される場合は、「本人確認書類 添付台紙」の「受付書送付希望」欄にチェックをお願いします。後日、申請書のコピーをお送りします。

## ご注意ください！！

- 地方税法の規定により、**ワンストップ特例の申請をされた方が、寄附対象年分の確定申告又は住民税申告をされた場合や、ワンストップ特例の申請地方団体数が年間で5つを超えた場合は、ワンストップ特例の申請自体がなかったものとして扱われ、申請自体が無効となります**ので、ご注意ください。
- そのため、ワンストップ特例申請をした後に、医療費控除などの控除の追加や新たな所得の発生により確定申告・住民税申告の必要が生じた場合や、寄附先地方団体が5つを超える場合には、確定申告等の税務申告にて**必ず寄附金控除の手続きも行ってください。**この場合、領収書を添えて申告していただくことになりますので、お送りしました寄附証明書は大切に保管してください。
- 転居による住所変更など、**提出済みの申請書の内容に変更があった場合、ふるさと納税をした翌年の1月10日までに**長岡市（申請先地方団体）へ「申請事項変更届出書」を提出する必要があります。長岡市のホームページ（トップ>市政>まちづくり>ふるさと納税のお願い>ふるさと納税ワンストップ特例（寄附金税額控除に係る申告特例）について）に様式を掲載していますので、ダウンロードしてご使用ください。（様式が入手できない場合はご連絡ください。）

# ワンストップ特例制度申請書記入例

令和 年 寄附分 市町村民税 寄附金税額控除に係る申告特例申請書  
道府県民税

提出日を記入してください。

捺印してください。

令和 年 月 日 新潟県長岡市長 殿	整理番号
〒940-8501	フリガナ ナガオカ タロウ
住所 新潟県長岡市大手通1丁目4番地10	氏名 長岡 太郎 印
電話番号 0258-39-2212	個人番号 123456789012
	性別 (男) 女
	生年月日 明・大・昭 50・1・1 平・令

第五十五号の五様式（附則第

太枠内の項目（住所、氏名、フリガナ、性別、電話番号、生年月日）をすべて記入。  
(注) 記載内容について変更が生じた場合は、「申告特例申請事項変更届出書」の提出が必要です。

個人番号（マイナンバー）を記入してください。また、番号確認と本人確認のための書類添付が必要です。  
※添付書類などについて詳しくは、別紙をご覧ください。  
※書類不備の場合、受付ができませんので一式返送させていただきます。ご注意ください。

(注2) 申告の特例の適用を受けたい場合は、個人番号（マイナンバー）の取り扱いについて  
◆個人番号（マイナンバー）の取り扱いについて  
・ご提出いただいた個人情報、ワンストップ特例事務以外には使用いたしません。  
・ご提出いただいた通知番号のコピー等は、返却できません。  
確定申告書の提出不要者である場合は、個人番号を記入しなくても構いません。

## 1. 当団体に対する寄附に関する事項

寄附年月日	寄附金額
令和 〇〇年 4月 1日	50,000 円

(注) 寄附をするごとにご記入願います。

## 2. 申告の特例の適用に関する事項

申告の特例の適用を受けるための申請は、①及び②に該当する場合のみすることができます。  
①及び②に該当する場合、それぞれ下の欄の口にチェックをしてください。

① 地方税法附則第7条第1項（第8項）に規定する申告特例対象寄附者である	<input checked="" type="checkbox"/>
<p>(注) 地方税法附則第7条第1項（第8項）に規定する申告特例対象寄附者とは、①及び②に該当すると見込まれる者である。確定申告書の提出不要者であり、住民税申告も提出不要者（寄附金税額控除は除く。）である場合に限り、チェックしてください。</p> <p>(1) 特例控除対象寄附金申告書を提出する義務を負う者</p> <p>(2) 特例控除対象寄附金を支出する年の翌年の4月1日の属する年度分の市町村民税・道府県民税について、当該寄附金に係る寄附金税額控除の控除を受ける目的以外に、市町村民税・道府県民税の申告書の提出（当該申告書の提出がされたものとみなされる確定申告書の提出を含む。）を要しない者</p>	
② 地方税法附則第7条第2項（第9項）に規定する要件に該当する者である	<input checked="" type="checkbox"/>
<p>(注) 地方税法附則第7条第2項（第9項）に規定する要件に該当する者とは、この申請を含め申告特例対象年の1月1日現在ワンストップ特例申請で寄附をする地方団体数が5団体以下であると見込まれる場合のみ、申請を行う者をいいます。チェックしてください。</p>	

(切り取らないでください。)

※長岡市では、受付書の返送は原則行っておりません。

(申込時にメールアドレスを記入された方については、受付状況をメールでお知らせします。)

◆ワンストップ特例申請についてのお問い合わせ・提出先

長岡市役所 政策企画課

〒940-8501 新潟県長岡市大手通1丁目4番地10

電話：0258-39-2361（直通） Mail：city-promo@city.nagaoka.lg.jp